

一般社団法人東京都学校薬剤師会役員選挙に関する告示

一般社団法人東京都学校薬剤師会定款第17条の規定により一般社団法人東京都学校薬剤師会役員の任期満了による選挙を令和3年3月25日代議員会において行う。

令和3年2月22日

一般社団法人東京都学校薬剤師会選挙管理委員会
代理 一般社団法人東京都学校薬剤師会監事

立候補に当たっての注意事項

【選挙規定】

1. 選挙は、一般社団法人東京都学校薬剤師会選挙規定（ホームページに別に掲載）に従って行う。

【届出期限】

2. 立候補する者は、役員選挙届出用紙（ホームページに別に掲載）を使用し、事前に届出をすること。また、届出期限は、令和3年3月16日（当日消印有効）とする。

【推薦関連事項】

3. 会長に立候補しようとする者は、7名以上、理事及び監事に立候補しようとする者は、3名以上の代議員の推薦を要する。
4. 同一の者が推薦者となることができる立候補者数は、会長の場合1名以内、理事の場合10名、監事の場合2名以内とする。

【立候補届出方法】

5. 届出用紙の発送先は、〒101-0054 東京都千代田区神田錦町 2-5 第一大隆ビル 302 一般社団法人東京都学校薬剤師会内 選挙管理委員会宛とし、表に「立候補届」在中と朱筆し、簡易書留で郵送すること。

【無効規定】

6. 選挙規定に違反した立候補届出は、無効とする。